

令和6年度

修繕仕様書

修繕名	荒川中継ポンプ場消防設備修繕
修繕箇所	荒川中継ポンプ場（さいたま市桜区田島地内）
修繕期間	契約日～令和7年3月21日
修繕内容	荒川中継ポンプ場に設置されている自動火災報知設備の交換作業等一式
対象機器	自動火災報知設備
	受信機 1面
	複合受信機 1面
修繕大要	

直接修繕費

A-1 代価表

種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
自動火災報知設備据付費	式	1			B-1
自動火災報知設備撤去費	式	1			B-2
産業廃棄物処分費	式	1			
計					

自動火災報知設備据付費		B-1 代価表			
種 別	单 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
	受信機 受信機P型1級 25回線 壁掛				
複合受信機 複合盤P型1級 15回線 壁掛	台	1			
火災報知立会検査 P型1級	式	1			
計					

自動火災報知設備撤去費

B-2 代価表

種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
受信機撤去費	1			C-1
複合受信機撤去費	1			C-2
計				

受信機撤去費 P型1級25回線

C-1 代価表

種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電工					
再使用しない	人				
その他					
	式	1			
計					

種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電工 再使用しない	人				
その他	式	1			
計					

特 記 仕 様 書

荒川中継ポンプ場消防設備修繕

令和 6 年度

公益財団法人埼玉県下水道公社

目 次

第1章 共 通

第2章 対象機器

第3章 修繕内容

図面一覧表

第1章 共通

1 適用範囲

この特記仕様書は、本修繕に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社修繕標準仕様書を補足する必要な事項を定めるものとする。

2 概要

本修繕は、荒川中継ポンプ場（さいたま市桜区田島地内）に設置されている自動火災報知設備が、経年劣化の影響により、故障し正常な運転を維持することが困難な状態なため実施する。

3 適用規格

次の諸規定を遵守すること。

なお、規定は本修繕契約時における最新版を使用する。

- ・ J I S
- ・ J E C、 J E M
- ・ 電気設備技術基準
- ・ 機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団編著）
- ・ 電気設備工事一般仕様書・同標準図（日本下水道事業団編著）
- ・ 機械設備工事必携（日本下水道事業団編著）
- ・ 電気設備工事必携（日本下水道事業団編著）
- ・ 機械設備工事特記仕様書（日本下水道事業団編著）
- ・ 電気設備工事特記仕様書（日本下水道事業団編著）
- ・ 機械設備標準仕様書（日本下水道事業団編著）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書
- ・ 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
- ・ 埼玉県建築工事实務要覧
- ・ 埼玉県土木工事共通仕様書

4 対象機器

対象機器は、第2章のとおりとする。

5 修繕内容

本修繕内容は、第3章のとおりとする。

6 注意事項及び条件

注意事項及び条件は次の事項のとおりとする。

- ・ 据付作業は正確に行い、長期の使用に十分耐えられるものとする。
- ・ 施工に電動工具を使用する場合は、保護装置を介して施設の運転に影響を及ぼさないようにすること。
- ・ 設備停止及び部分停電を必要とする場合は、予め監督員と打合せを行い、停止時間及び停電時間の短縮に努めること。
- ・ 施工前または施工後に行うC/C盤等の電源遮断や電源投入は監督員、現場代理人等の立会いの下で行い、施工中であることを表示すること。

- ・受注者が電源を用意して使用する場合は、電気主任技術者の承諾を受けること。移動型自家用発電機（10kW以上）を使用する場合は、経済産業省に届け出ること。
- ・枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省）によるものとし、足場の組立てについての種類、機材性能、使用方法等については「手すり先行工法による足場設置基準」によるものとする。
- ・石綿（アスベスト）の恐れのある場所は確認を実施し、必要に応じて対策を行うこと。
- ・高所及び地下における作業は、転落に十分注意し、必要な安全対策を講じること。
- ・万が一事故が発生した場合に備え、緊急連絡体制を整えておくこと。
- ・危険な作業範囲内には、立ち入らぬよう標識・バリケード等を設置し、吊り荷重の確認を行い、作業に見合った適切なクレーン車等を用いて実施すること。
- ・施工場所の近隣に施工日時等を事前周知すること。
- ・施工にあたり発生する現場発生品は、受注者が適正に処分すること。

7 負担区分

施工にあたり、次に掲げるもの以外の消耗品等は受注者の負担とする。ただし、使用については取扱いに十分注意し、監督員の指示に従うものとする。

- ・用水
- ・試験用電源（AC100V-15A以下に限る）
ただし、停電時、停電作業時等で発注者が電力を供給できない場合は、受注者が発電機等を用意して実施すること。
- ・既設照明設備
- ・その他、監督員が認めたもの

8 建設副産物の処分等に関する入力等について

受注者は、建設副産物の処分等に関し、国土交通省リサイクルホームページ内の建設リサイクル報告様式（エクセル版）によりデータを作成し、電子ファイル及び紙帳票を監督員に提出すること。

9 下水道施設台帳システム（AMDB）登録情報の整備

本修繕で設置、更新、仕様変更した機器等の情報について、公社が指定する様式に機器仕様などの情報を整理し、電子データ（エクセル形式）を提出すること。

10 環境配慮への取組

環境負荷の低減や汚染・事故防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域・住民への信頼性の向上を図ることを目的とし、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加すること。

11 その他

本修繕に関連する作業について、発注者が調整し、受注者はこの関連作業について円滑施工に協力すること。

第2章 対象機器

1 自動火災報知設備

- (1) 受信機 1台
既設仕様 沖電気工業(株)製 (型式:P-21)
壁掛型 P型1級受信機(蓄積式) 25回線
設置場所 1階監視室
- (2) 複合受信機 1台
既設仕様 沖電気工業(株)製 (型式:P-19)
壁掛型 P型1級受信機(蓄積式)
複合形(自火報+連動制御器) 10+5回線
設置場所 2階事務室

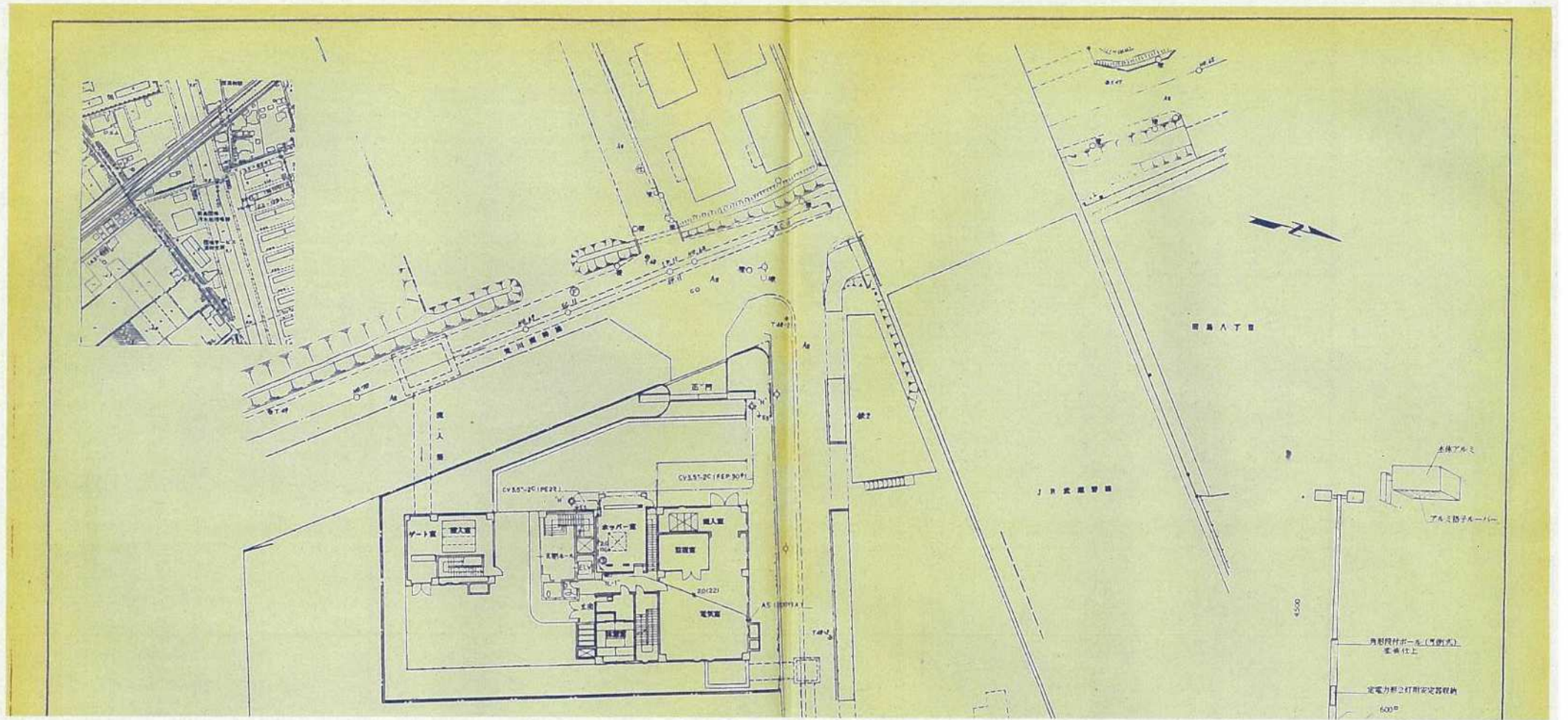
第3章 修繕内容

1 自動火災報知設備

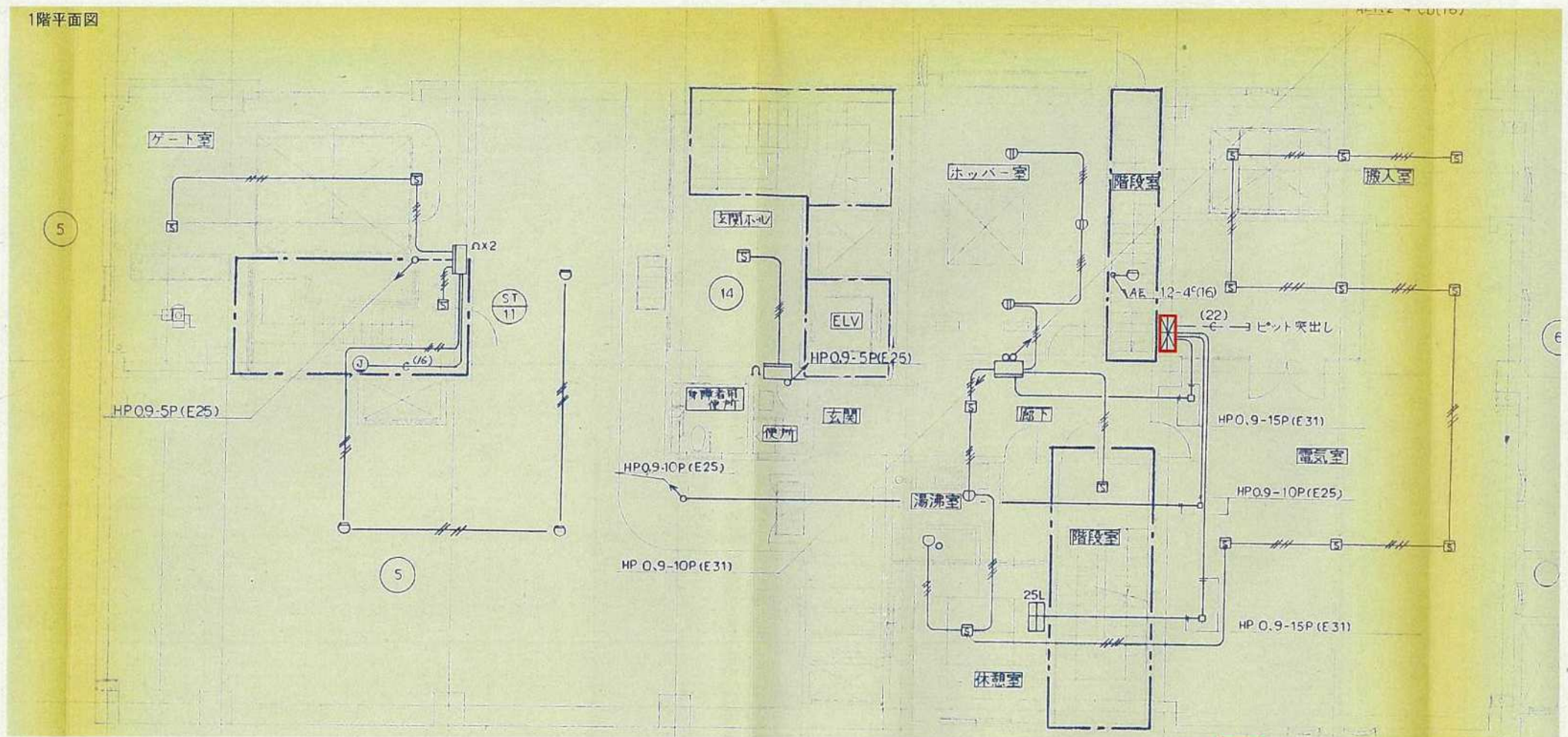
- (1) 対象機器の交換に伴う機器の据付・撤去作業一式
- (2) ケーブル類の離線(切断)・接続等作業一式
- (3) 各種測定、試験、調整等 (終端抵抗調整含む)
- (4) 所轄消防署への諸手続き
- (5) 発生材の適正処分

図面一覧表

図 面 名	図 番
荒川中継ポンプ場 平面図	1
荒川中継ポンプ場 1階平面図 (機器配置図)	2
荒川中継ポンプ場 2階平面図 (機器配置図)	3
火災報知設備 系統図	4



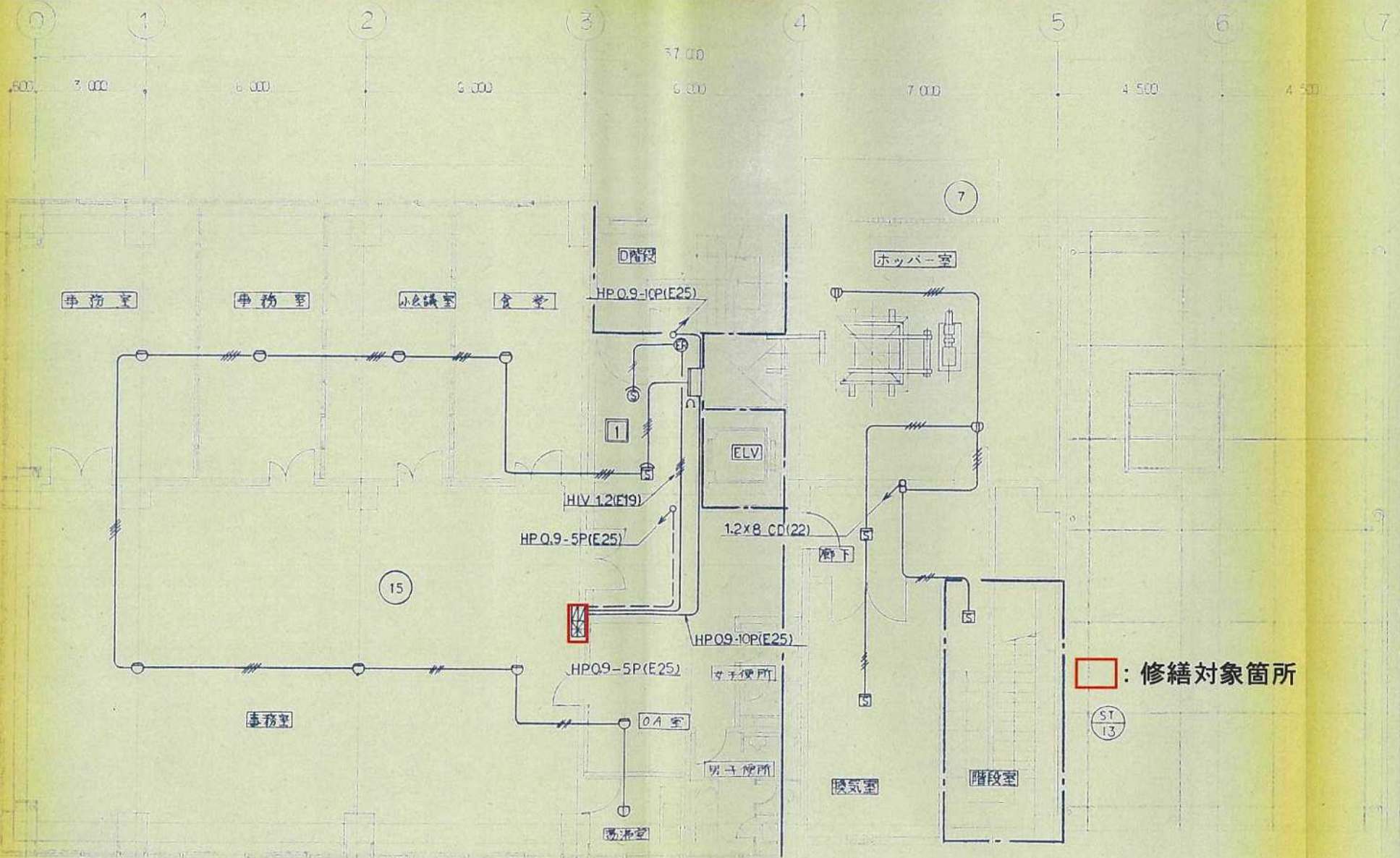
図面名 荒川中継ポンプ場 平面図 図番 1



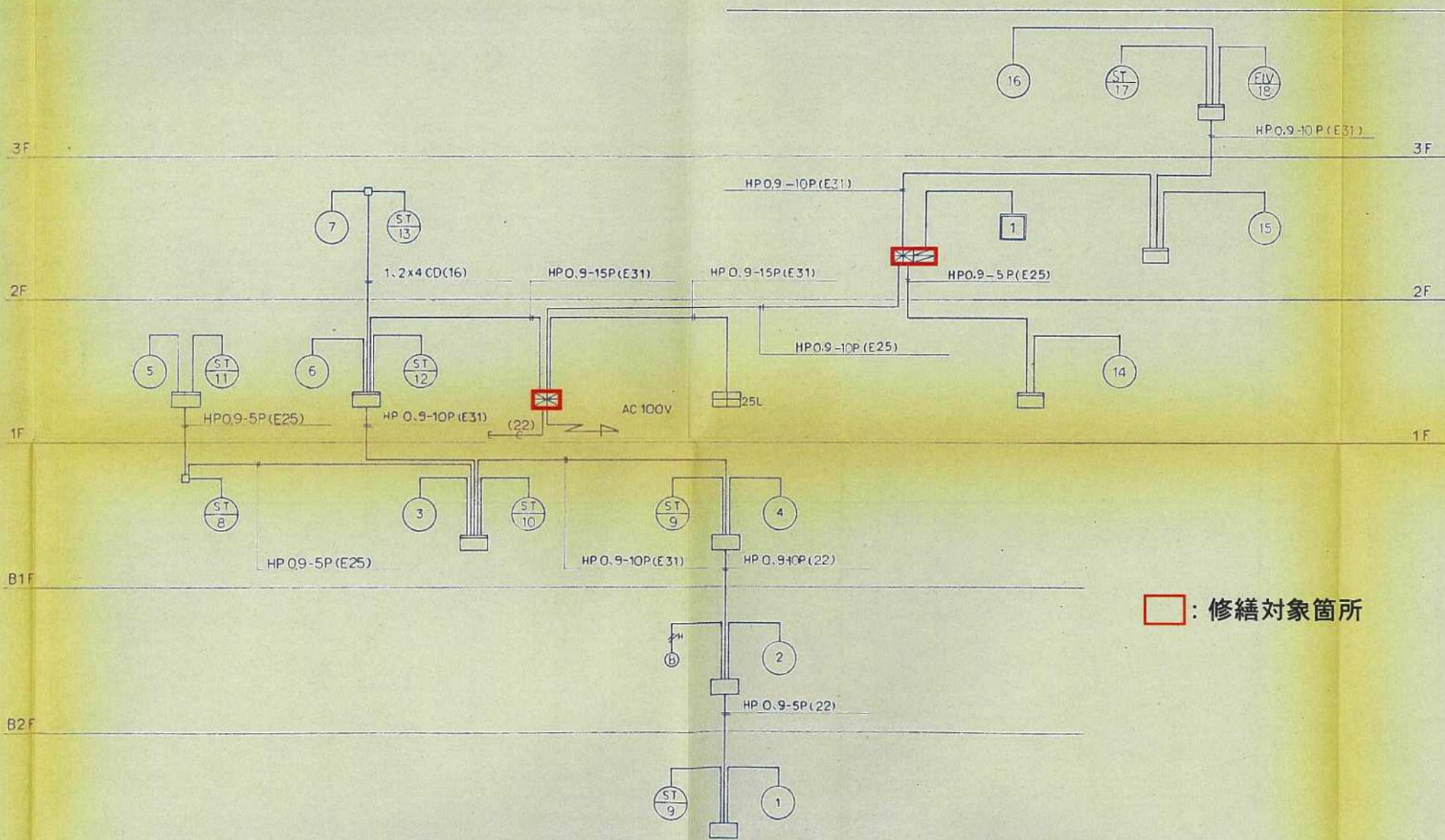
□: 修繕対象箇所

図面名 荒川中継ポンプ場 1階平面図 (機器配置図) 図番 2

2階平面図



図面名 荒川中継ポンプ場 2階平面図 (機器配置図) 図番 3



図面名 火災報知設備 系統図 図番 4